

もっと知ろうよ！オキナワ！

第9回 シンポジウム「沖縄の今を考える」を終えて

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会長 藤川 元 (35期)

1 米軍基地建設の動き急な沖縄

辺野古埋立承認（前知事。以下「本件承認」）の取消（現知事。以下「本件取消」）に関する不作為の違法確認訴訟につき福岡高裁那覇支部から2016（平成28）年9月16日に国が勝訴となる判決が出されたのに続き、上告審において最高裁判所からも同年12月20日、国が勝訴となる判決が出された。これに応じ、沖縄県知事は埋立承認取消を取り消す旨の意思を表明した。これによって、前知事による埋立承認がなされた状態となった。国は、早速、埋立工事を再開している。

また、沖縄本島の北部にある広大な訓練場（北部訓練場）の約半分を返すことと引き換えに、返還予定地内にあるヘリパッドを訓練場内の東村高江に移設しようとする計画があり、この建設計画が進行中である。これが全て完成すると、高江は6ヶ所のヘリパッドに囲まれてしまい、住民は騒音などを中心とした甚大な被害をこうむることから、残る2ヶ所のヘリパッドの建設工事の禁止を求める仮処分申立がなされていた。これに対し、那覇地裁が2016（平成28）年12月6日却下し、福岡高裁那覇支部も同月15日抗告を棄却した。そして翌16日、2ヶ所のヘリパッド部分の建設工事は終了した。

このように、沖縄では、裁判手続で、米軍施設の建設が止められなかったため、建設に向けた動きが急となっている。

まさにこうした時期に、2017（平成29）年1月11日、弁護士会館クレオにおいて、当部会が企画した標記のシンポジウムが開催された。このシンポジウムは第1部を辺野古埋立に関する不作為の違法確認訴訟をテーマとし、早稲田大学・岡田正則教授の講演及び同教授と神谷延治・当部会員の対談を行なった。

そして第2部を高江ヘリパッド建築工事禁止の仮処分をテーマとし、沖縄弁護士会・伊志嶺公一弁護士の講演及び同弁護士と私との対談を行なった。そして第3部を辺野古、高江の問題を包括する問題を論じることとし以上の4名による対談とした。

2 最高裁判所の判決に対する批判

岡田教授からは、最高裁判決には、いくつかの問題点があることが指摘された。例えば、その1つとして従来の裁判例がとってきた取消制限の法理とは異なる判断をしたこと。最高裁は、本件承認を特段不合理があることはうかがわれないので違法ではない、と評価した上で本件取消については違法ではない処分を違法であるとして取り消したのだから違法である、と判示している。しかし、審査能力の点では行政庁の方が裁判所に勝ると考えたからこそ裁判所はこれまで行政判断の優越性を認める判断をしてきたのである。しかし、最高裁判決は違法判断の主体を逆転させてしまい、審査能力の劣る裁判所の判断を行政庁の判断に優越させてしまった。さらに問題点の1つの例として、本件訴訟は、1999（平成11）年の地方分権改革によって国と地方の対等化が図られたのちの初めての国の関与による訴訟であり、こうした理念をいかに生かすかが注目されたにもかかわらず、地方分権の趣旨を理解していないことを露呈してしまったこと。すなわち、大臣が法定受託事務について違法があると考えられる場合には何らの制約もなく是正の指示を出せるし関与の訴訟も提起できるとするならば、地方公共団体の自主性、自立性に配慮するよう定めた地方自治法がないがしろにされることになるが、最高裁判決は、こうした点に配慮をしていない。



シンポジウムの様子

3 高江ヘリパッド建設工事を容認する裁判

(1) 高江集落付近には従前2ヶ所のヘリパッドがあったが、新たに建設された2ヶ所が2015（平成27）年に米軍に引き渡された。このような中で、とりわけ騒音被害が甚大になるとして、2016（平成28）年9月に残る2ヶ所のヘリパッドの建設工事禁止を求めて仮処分申立がなされた。この仮処分事件の申立人側代理人の一人が伊志嶺弁護士である。

(2) 北部訓練場の約半分の面積の土地が返還される、といえは聞こえはよいが、この土地は終戦後、米軍による強制的な接収が行なわれたと言われている。

(3) 伊志嶺弁護士によると、騒音被害の状態は次のとおりであるという。高江には約150名の住民が豊かな自然の中で暮らしている。この中には学校などもある。

そうした中で、2012（平成24）年10月にオスプレイ12機が普天間基地に配備され、2013（平成25）年9月にはさらに12機追加して配備され、この24機が北部訓練場で本格的に訓練を開始し、ヘリパッド2ヶ所を増設の上2015（平成27）年2月にこれらを米軍に引き渡したことから、この数年の間に昼間・夜間を問わず騒音発生回数が急増し、騒音のレベルも増大してきているとのことであり、さらに、2ヶ所が増設されるならば一層被害は甚大となり、騒音やこれに起因する健康被害などを考えると人が住む場所ではなくなってしまう可能性もあるという。仮処分申立は、こうした住民の痛切な訴えかけに基づくものであった。しかし、裁判所は、仮処分申立を認容しなかったとのこと

である。

米軍機の飛行差止めを認めない裁判所の姿勢を前提に考えれば、今後は住民は騒音被害から救済されない。このことは、150人の住民の平穏に生活する権利を米軍の利益のために国が踏みこむことを容認するものであって許しがたいと思った。

4 行政とともに国策を遂行する司法

第3部では、司法のあり方が語られた。日本国憲法のもとでは、三権分立体制が措かれ、司法は行政をチェックする機能を果たすべきこととされている。しかし、上記の裁判は、いずれも法律上、事実上の争点で熟考すべき点があるにもかかわらず、敢えてそうした点に取り組もうとしない姿勢を一様に示しているのであり、今の日本の裁判所が通常の民事事件を処理する際の姿と対比してみると異様である。沖縄のこと、基地のこと、米軍が関与することについては、もはや裁判所は行政のチェック機能を有せず、それどころか行政に加担して国策を推進する一翼を担っているような感さえある。パネリストは、このような想いを語った。

5 沖縄の問題を今後も直視

本パネルは、クレオB・Cを会場として開催したところ、会場が満席になり一部には入れない人も出たほど参加者が多かった。しかも、よくパネリストの議論を聞いておられた。辺野古埋立が成るか否かは、まだまだ先行き不透明なのであり、そうした状況の中で沖縄の問題を直視しようと考えておられる方が多いことに、私たち沖縄部会一同、力を得た思いがした。